

医薬用外毒物

医薬用外劇物

適正な取扱いを！

毒物劇物の取扱い

- 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失しないようにする。
- 毒物劇物が事業所の外に飛散したり、流れ出したり、地下にしみ込むないようにする。
- 運搬中に、毒物劇物が紛失、飛散、流出しないようにする。
- 間違って口にするのを防ぐために、飲食物用の容器を使わない。

毒物劇物の貯蔵・保管

- 保管場所は、他のものと明確に区分し、毒物劇物専用のものとする。
- 保管設備等は、鍵のかかる頑丈なものとする。
- 保管設備等は、毒物劇物の性質を踏まえた安全なものとする。
- 屋外に保管する場合は、一般の人が近づけないよう頑丈な柵を設ける。

毒物劇物の表示

- 毒物劇物の容器には、
医薬用外毒物
医薬用外劇物
の表示を行う。
- 貯蔵場所には、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示を行う。

毒物劇物の譲渡（販売、授与）

- 毒物劇物は、販売業の登録を受けていなければ、譲渡することは出来ない。
- 毒物劇物を一般の人に譲渡する場合は・・・
 - ①毒物又は劇物の名称及び数量
 - ②販売又は授与の年月日
 - ③譲受人の氏名、職業と住所を記載し、押印した文書の提出を受け、それを5年間保存しなければならない。
- 毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を譲受人へ提供しなければならない。

事故の際の措置

- 毒物劇物による事故が発生したときは、直ちに、保健所、警察署又は消防機関に連絡し、自らも被害を最小限にするため、必要な応急措置を行う。
- 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、警察署へ届け出なければならない。



毒物劇物を適正に取扱うためには、これらの事項を守ることが必要です。

中央保健所 Tel029(243)9437
ひたちなか保健所 Tel029(265)5645
日立保健所 Tel0294(22)4190

潮来保健所 Tel0299(66)2116
竜ヶ崎保健所 Tel0297(62)2163
土浦保健所 Tel029(821)5364

つくば保健所 Tel029(851)9295
筑西保健所 Tel0296(24)3913
古河保健所 Tel0280(32)3023

茨城県保健福祉部医療局薬務課 Tel029(301)3388

※詳細については、保健所又は薬務課にお問い合わせください。

茨城県・茨城県毒物劇物保安協会